

2023年12月1日

お客さま 各位

東京三協信用金庫

### 偽造・盗難キャッシュカード等による被害の補償の改正について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、今般当金庫では諸般の事情により、偽造・盗難キャッシュカード等による被害が発生した場合の補償を一部改正させていただくことになりました。

つきましては、2023年12月1日より適用させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

1. 改正日 2023年12月1日
2. 対象となるお客さま 個人のお客さま
3. 補償内容の改正部分 【偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る過失基準等】

※下線部分が改正部分となります。

#### ■「重大な過失」となりうる場合

- (1) 他人に暗証番号を知らせた場合（注）
- (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) 他人にキャッシュカードを渡した場合（注）（※）
- (4) その他（1）から（3）までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合（※）

（注）上記（1）から（3）については、病気の方が介護ヘルパー等に対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。（本来、介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合となります。）

※「カード手交型」（詐欺）（※1）による被害は、（3）に該当します。また、「封筒すり替え型」（詐欺盗）（※2）による被害は、（4）に該当します。これらの手口は広く一般に認知されていることから、当金庫では、いずれも「重大な過失」となりうる場合として判断しています。

※1. 口座が犯罪に利用されており、交換手続きが必要であるなどの名目でキャッシュカードをだまし取る（おどし取る）手口

※2. キャッシュカードが不正に利用されているなどの名目により、キャッシュカードを準備させた上で隙を見るなどし、キャッシュカードを窃取する手口

4. お問い合わせ等

東京三協信用金庫 お客様相談室

**0120-0889-18**

<受付時間> 平日9:00～17:00

各営業店の窓口、電話でもお問い合わせを受付いたします。

以 上